



# 三原市 農業振興資料

令和8（2026）年度版

三原市経済部農林水産課・農林整備課

## 目 次

はじめに	1
1. 農業振興主要施策一覧	2
2. 日本型直接支払制度	3
3. 有機堆肥活用支援事業	8
4. 環境にやさしい農業に関する広島県の認定制度	9
5. 農薬の適正使用について	12
6. 食品表示について	13
7. 水田活用の直接支払交付金	14
8. 米粉用米栽培支援事業	18
9. 振興作物生産拡大支援事業	20
10. 認定農業者制度	21
11. 農地中間管理事業	22
12. 農地利用効率化等支援交付金	26
13. 農業用施設維持補修事業・農業用施設改良事業	28
14. 耕作条件改善事業	29
15. 農地・農業用施設災害復旧事業	30
16. 有害鳥獣駆除対策事業	31
17. 鳥獣被害防止総合対策交付金事業	34
18. 6次産業化推進支援事業	35
19. スマート農業支援事業	37
三原市問い合わせ窓口一覧表	38

## はじめに

日本の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大、消費動向の変化とともに一部の農産物価格低迷や資機材の高騰化、さらには世界的な経済情勢の不安定なことも影響し、農業経営を取り巻く状況は大きく変わってきています。

また、令和6年夏頃からの主食用米の品薄状態とそれに伴う価格高騰による「令和の米騒動」の影響が現在も続いております。

生産現場では、非主食用米（加工用米や米粉用米、飼料用米等）から主食用米への作付転換により生産量が増加する一方、家庭内需要は減少傾向に転じ、在庫のたぶつきによる価格の下落が懸念されています。

こうした状況下において、農業者の競争力強化と所得の向上を図り、担い手不足に対応が急務となっています。

本市においては、第2期三原市農業振興ビジョンをより着実に実施していくため、令和7年度から5年間の具体的な取り組みを進める、後期実施計画を策定しています。

この実施計画においては、地域の実情や時代に対応した施策を総合的に推進していきます。

また、農業を通じてもたらされる多面的機能が、豊かな市民生活を支えていることへの理解を深め、地産地消の推進や多彩な農村資源を活かした交流促進も図っていきます。

今後も、農業・農村を取り巻く環境が変化するなかで、三原市の農業が持続可能な発展を図るための取り組みを推進してまいります。

令和8年4月

三原市経済部農林水産課  
農林整備課

# 1. 農業振興主要施策一覧

<b>目標</b>	<b>都市と農村との相互理解のもとに、地域の特徴を活かし、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立</b>	
<b>ピラー1 都市と農村がともに育む地域農業の振興</b>		
1. 良好な農村環境の維持		
	(1) 日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)	P3
	(2) 日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払交付金)	P4~6
	(3) 日本型直接支払制度(環境保全型農業直接支払交付金)	P7
2. 安全・安心な農業の展開		
	(1) 有機堆肥活用支援事業	P8
	(2) 環境にやさしい農業に関する広島県の認定制度	P9~11
	(3) 農薬の適正使用について	P12
	(4) 食品表示について	P13
<b>ピラー2 次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立</b>		
3. 適地適作による収益力(所得)の向上		
	(1) 水田活用の直接支払交付金	P14~17
	(2) 米粉用米栽培促進事業	P18, 19
	(3) 振興作物生産拡大支援事業	P20
4. 担い手の育成と組織の再編		
	(1) 認定農業者制度	P21
5. 農業生産基盤の維持、農地の集積		
	(1) 農地中間管理事業	P22~25
	(2) 農地利用効率化等支援交付金	P26, 27
	(3) 農業用施設維持補修事業・農業用施設改良事業	P28
	(4) 耕作条件改善事業	P29
	(5) 農地・農業用施設災害復旧事業	P30
	(6) 有害鳥獣対策事業	P31~34
	(7) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業	P34
<b>ピラー3 地域の特徴を活かした多様な取組による新たな農業の展開</b>		
6. 6次産業化による所得向上と販路開拓		
	(1) 6次産業化推進支援事業	P35, 36
7. 新たな技術導入による生産性向上		
	(1) スマート農業支援事業	P37

## 日本型直接支払制度 【農林水産課】【農林整備課】

本制度は、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

### 1 多面的機能支払 【農林整備課】

多面的機能支払交付金事業は「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」があります。

#### (1) 農地維持支払

(支援内容) 水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基本的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援

(交付単価) 【田】3,000円/10a 【畑】2,000円/10a

(対象者) 農業者のみで構成される活動組織、又は、農業者及びその他の者(地域住民・団体など)で構成される活動組織

(事業期間) 活動開始年度から5年間

#### (2) 資源向上支払

##### ①地域資源の質的向上を図る共同活動

(支援内容) 地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動等を支援

(交付単価) 【田】2,400円/10a 【畑】1,440円/10a

(対象者) 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

(事業期間) 活動開始年度から5年間

※農地維持支払の活動開始年度から5年経過すると単価が変更になります。

##### ②施設の長寿命化のための活動

(支援内容) 農業用施設(水路や農道、ため池)の長寿命化のための補修・更新などの活動に支援

(交付単価) 【田】4,400円/10a 【畑】2,000円/10a

(対象者) 農地維持支払交付金の活動を行う活動組織

(事業期間) 活動開始年度から5年間

#### (3) 令和7年度実績状況

交付金	組織数	取組面積	交付金額
農地維持	78	2,137ha	63,350,800円
資源向上支払交付金(共同活動)	68	1,978ha	37,147,634円
資源向上支払交付金(長寿命化)	13	658ha	23,662,110円
合計	159		124,160,544円

## 2 中山間地域等直接支払制度 【農林水産課】

本制度は、中山間地域等と平地との農業生産条件の不利補正を目的に実施され、協定の面積規模等に応じて一定額の交付金を交付します。第6期対策からは、体制整備単価（10割単価）の要件が「ネットワーク化計画の作成」に変更され、農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、加算措置も変更されています。

### (1) 交付基準等

#### 【交付単価】（10aあたり）

①急傾斜地（田）（傾斜度 1/20 以上）	②緩傾斜地（田）（傾斜度 1/100 以上）
基礎単価（8割） 16,800 円	基礎単価（8割） 6,400 円
体制整備単価（10割） 21,000 円	体制整備単価（10割） 8,000 円

#### 【基礎単価（8割）の活動内容】

適正な農業生産活動に加え、地域の中で国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組、又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながる活動で、集落の実態に合った活動。

#### 【体制整備単価（10割）の活動内容】

- ①複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するためネットワーク化活動計画を作成すること。
- ②ネットワーク化活動計画の作成に当たっては、以下のア～ウの取組のうち1つ以上を位置づけること。

ア ネットワーク化	イ 統 合	ウ 多様な組織等の参画
-----------	-------	-------------

また、地域計画や集落戦略における農地利用の将来像を踏まえながら、集落協定において毎年度話し合いを重ねて作成すること。

- 作成後も毎年度の話し合いにより計画の実現に向けたフォローアップを行うこと。

### (2) 加算措置

#### ①棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地について、棚田地域の振興を図る取組を支援

地目に関わらず 10,000 円/10a（上限なし）

**②超急傾斜農地保全管理加算**

超急傾斜地の農地（田：1/10、畑：20度以上）のうちその保全や有効活用に関する活動等に取り組む協定を支援

地目に関わらず 6,000円/10a（上限なし）

**③ネットワーク化加算**

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保や農業生産活動等の継続のための取組を行うことについて支援

地目に関わらず 10,000円/10a（～5ha部分）、4,000円/10a（5～10ha部分）、1,000円/10a（10～40ha部分）（上限100万円/年）

※40ha以上部分は単価適用なし

**④集落機能強化加算の経過措置**

第5期対策に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定が、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行うことについて支援

地目に関わらず 3,000円/10a（上限200万円/年）

**⑤スマート農業加算**

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を支援

地目に関わらず 5,000円/10a（上限200万円/年）

**(3) 個人受給額の上限**

個人の受給額上限：500万円

**(4) 事業期間**

令和7年度～令和11年度までの5年間

※事業期間の年度途中からでも本制度に取り組むことができます。

(5) 事業スケジュール (予定) ※提出期限等の時期は前後することがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		事業計画・協定書変更申請期限 (6月末)				【市】事業計画・協定書変更認定 (7月末)				【市】実施状況確認 (10月末)	
									収支報告書提出 (1月中旬)		実績報告書提出 (3月末)

(6) 三原市協定締結状況について (令和7年度実績)

地 区	協定数	協定面積	交付金額
三 原	17	1,623,106 m <sup>2</sup>	20,318,244 円
本 郷	11	989,876 m <sup>2</sup>	18,930,034 円
久 井	33	6,131,271 m <sup>2</sup>	70,278,075 円
大 和	49	7,476,049 m <sup>2</sup>	101,298,350 円
合 計	110	16,220,302 m <sup>2</sup>	210,824,703 円

### 3 環境保全型農業直接支払 【農林整備課】

本制度は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を広島県の慣行基準から5割以上低減する取組と併せて自然環境の保全に資する農業生産活動を行う農業者団体等を支援し、その活動内容によって交付金を交付します。

#### (1) 支援対象者

- ・農業者の組織する団体等（以下の要件を満たす必要があります。）
  - ①主作物について販売を目的に生産を行っていること。
  - ②環境負荷低減チェックシートによる自己点検に取り組むこと。
  - ③環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと。

#### (2) 対象農地

- ・農業振興地域内の農地
- ・生産緑地地区内の農地

#### (3) 対象取組及び交付単価

【交付単価】（10aあたり）

- ・有機農業 14,000 円（そば等雑穀、飼料作物は3,000 円）
- ・緑肥の施用 5,000 円
- ・堆肥の施用 3,600 円
- ・総合防除 4,000 円（そば等雑穀、飼料作物は2,000 円）
- ・炭の投入 5,000 円

※水田では「長期中干し」、「前年度の秋耕」、「前年度の湛水不実施」のいずれか最低一つのメタン排出削減対策と併せて実施

#### (4) 令和7年度取組状況

取組内容	取組者数	取組面積	交付金額
有機農業	9	1,040 a	1,578,000 円
緑肥の施用	0	0 a	0 円
堆肥の施用	12	12,406 a	4,466,160 円
総合防除	0	0 a	0 円
炭の投入	0	0 a	0 円
合計	21	13,446 a	6,044,160 円

**有機堆肥活用支援事業 【農林水産課】**

堆肥を活用した土づくりを行うことにより、環境にやさしい農産物の生産をしている者に対して補助をすることで、環境にやさしい農産物の生産を増やす取組を支援します。

**1 予算額**

3,200 千円

**2 補助対象**

- ・令和8年4月1日以降に、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第23条の規定による販売業務についての届出を行った生産業者または販売業者から1t以上の堆肥を購入し年度内に散布した者
- ・市内に農産物を生産する農地を有している者

**3 補助金額**

1t当たり上限1,000円を補助

(1tを超えた場合、0.1t未満は切り捨てとする)

**4 補助上限**

50万円

**5 受付期間**

令和8年4月1日～予算に達し次第終了

**6 令和7年度実績**

地区	取組者数	取組面積	交付金額
三原	2	6,912 m <sup>2</sup>	23,019 円
本郷	0	0 m <sup>2</sup>	0 円
久井	3	808,535 m <sup>2</sup>	1,139,500 円
大和	20	784,877 m <sup>2</sup>	1,254,000 円
合計	25	1,600,324 m <sup>2</sup>	2,416,519 円

## 環境にやさしい農業に関する広島県の認定制度 【農林水産課】

### 1 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証制度について

農薬等の使用を低減し、県内で生産される農産物を消費者に安心して購入してもらう取組を、「安心！広島ブランド」として広島県が認証することにより、本県産農産物の生産振興と消費拡大を図る制度の事です。

#### (1) 概要

区分	トレーサビリティシステム	特別栽培農産物
定義	生産、加工、流通などのフードチェーンの各段階で、食品のその情報が溯及して追跡できるシステム	節減対象農薬と化学肥料を慣行レベル（地方公共団体が定めたもの又はその内容を確認したもの）の5割以下に抑えて栽培された農産物
対象	県内で生産される農林水産物又はその加工品のトレーサビリティシステム	県内で生産される特別栽培農産物
認証基準	「広島県トレーサビリティシステム導入指針」を基本とする	農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づくもの
認証審査	裏面審査及び必要に応じて「広島県食品安全推進協会」の意見聴取	裏面審査及び現地確認
有効期間	認証の日から3年間	当該農産物の出荷終了まで
認証マーク	認証対象食品についてのみ使用可	
		
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者などの問合せに対する誠実な対応</li> <li>○県が行う検査に対する協力</li> <li>○不適切な事実の調査報告</li> </ul>	
認証取消・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認証の内容などに違反した際の認証取消</li> <li>○悪質な違反行為の公表</li> </ul>	
立入検査	報告命令、立入検査	

(2) 事務手続き

区分	提出時期	提出書類	提出先
生産届	当該農産物を栽培するほ場への播種または定植を行う前まで	①生産届出書 ②特別栽培計画書 ③ほ場位置図 ④生産者一覧(生産者が複数の場合) ⑤認証マークの活用方法	三原市 農林水産課
認証申請	収穫開始の14日前まで (最終使用資材の確定時期を目安とする)	①認証申請書 ②特別栽培管理記録書(中途分) ③農林水産省新ガイドラインに基づく表示(案) ④販売PR票 ⑤生産者一覧(生産者が複数の場合)	
実績報告	○当該作の出荷終了後30日を経過する日まで ○特別栽培米はとう精施設における精米・出荷終了後に速やかに提出	①実績報告書 ②特別栽培管理記録書(完了分) ③出荷記録書 ④特別栽培米受払台帳(精米販売の場合)	
変更届	特別栽培計画の変更または、ガイドライン表示方法の変更を伴う内容変更が生じた時	①変更届出書 ②特別栽培(計画・管理記録)書(別記様式2号)(変更後) ③農林水産省新ガイドラインに基づく表示(変更後) ※②③は該当する場合	

※詳細は次の「安心!広島ブランド」特別栽培農産物認証制度をご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/tokusai.html>

## 2 みどりの食料システム法に基づく認定制度について

### (1) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定について

みどりの食料システム法では、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「(特定)環境負荷低減事業活動実施計画」という。）を知事が認定し、認定を受けた者が実施計画にしたがって導入する機械等について、税制・金融上の特例措置を受けることができます。

#### ①認定要領など

- 広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領
- 広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等に係る事務手続き等について
- 広島県持続性の高い農業生産方式導入指針
- 広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

#### ②対象者

環境負荷低減事業活動を行う場所が三原市内で認定を希望される方

#### ③提出先

三原市農林水産課 ※環境負荷低減事業活動を行う市町

※特定環境負荷低減事業活動実施計画については、神石高原町のみとなります。

※詳細は次の「みどりの食料システム法に基づく認定制度について」をご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/midorihou-nintei.html>

### (2) エコファーマーマークの使用について

(特定)環境負荷低減事業活動のうち、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）の認定をうけた方については、広島県エコファーマーマーク使用基準にしたがって、エコファーマーマーク使用届を提出することで、広島県エコファーマーマークを使用することができます。

※毎年度出荷終了後に、使用状況報告書の提出が必要です。

#### ①基準

広島県エコファーマーマーク使用基準

#### ②マークの使用

マークの使用を希望するエコファーマー又は組織の代表者は、マークの使用前（実施計画認定申請時も可とする）に実施計画の認定申請を行った権限移譲市町に使用届を提出する必要があります。なお、実施計画の認定申請を県機関に行った者は、当該県機関を経由して提出する必要があります。



**農薬の適正使用について 【農林水産課】****1 散布する前**

- ①必ず登録農薬（「農林水産省登録第〇〇〇〇号」）を使用しましょう。
- ②農薬容器のラベルに記載された事項（適用作物、使用量・希釈倍率、使用時期、総使用回数等）を守りましょう。
- ③農薬の有効期限を確かめて計画的に購入しましょう。
- ④農薬を散布する前には、周辺農作物の栽培者等に事前に連絡をしましょう。  
※周辺農作物に農薬が飛散し、残留基準を超える農薬が検出された場合は、その農産物の流通が禁止されているため、飛散防止に努めることが大切です。
- ⑤無人航空機（無人ヘリコプターのみ）により空中散布を行うときは、県へ実施計画書を提出しましょう。

**2 散布するとき**

- ①防除衣、農薬用マスク、保護メガネなどを着用しましょう。
- ②近隣に住宅・学校・通学路がある場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ、農薬の使用目的、散布日時、使用農薬の種類等の十分な周知を行いましょう。
- ③使用後は、使用年月日、使用場所、使用した農作物等、農薬の種類又は名称、農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を帳簿に記載しましょう。
- ④風の強さ、風向きにも注意して散布作業をしましょう。
- ⑤散布後は、器具・作業衣や身体に農薬が残らないよう、しっかり洗浄しましょう。

**農薬飛散による被害の発生を防ぐために**

- ・住民や子ども等への健康被害が生じないよう、次の場所ではできるだけ農薬を使用しない。公共施設（学校、保育所、病院、公園等）、街路樹、住宅地とこれに隣接する土地等
- ・飛散の少ない農薬を活用する。 例) 誘引、塗布、樹幹注入や粒剤等

**3 農薬の保管・管理**

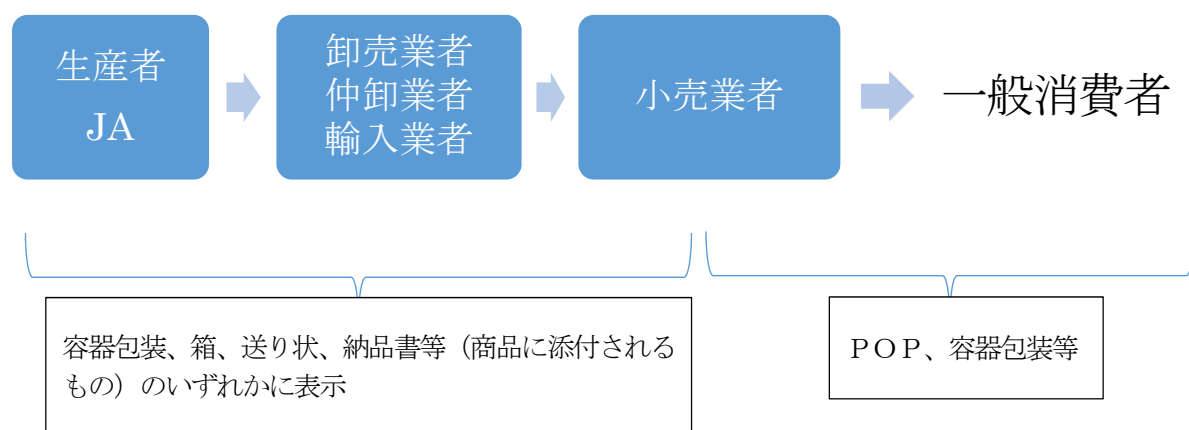
- ①食品類とは区分して、作業に関係のない者が手にしない鍵のかかる専用の保管庫へ保管するようにしましょう。
- ②盗難や紛失の場合は、直ちに最寄りの警察署へ、漏れ・流出等で多数の人に危害が生じるおそれがあるときは、保健所・警察署・消防機関へ届け出ましょう。
- ③農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えてはいけません。
- ④保管及び運搬の際は、完全に密栓し破損がないことを確認し、漏れたり、流出しないよう注意しましょう。
- ⑤不用農薬・空容器等の処理は、産業廃棄物処理業者に処理を委託するなど適切に行いましょう。

## 食品表示法について 【農林水産課】

### 1 食品表示法の目的

食品を摂取する際の安全性の確保、自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保において、重要な食品表示の適性を確保することで、一般消費者の利益の増進を図る。

### 2 表示責任者



### 3 食品表示事項に係る監視役割分担

三原市で取り扱う相談内容は、下記の黒枠です。窓口やメール、電話等で相談をお待ちしております。

品質事項		衛生及び保健事項
食品全般 (酒類を除く)	酒類	
名称	名称	名称
—	—	保存の方法
—	—	消費期限及び賞味期限
原材料名	—	—
—	—	添加物
内容量	内容量	—
—	—	栄養成分の量及び熱量
食品関連事業者	食品関連事業者	—
—	—	製造所等
—	—	アレルゲン
遺伝子組換え	遺伝子組換え	遺伝子組換え
原料原産地名	原料原産地名	—
個別表示事項	—	個別表示事項

## 水田活用の直接支払交付金（水田のみ）

## 【農林水産課】

水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を図るため、水田において、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の戦略作物を生産・販売する農業者等に対して交付金が交付されます。また、園芸作物に対しても助成が行われます。

令和9年度から水田政策が根本的に見直され、水田活用の直接支払交付金は作物ごとの生産性向上等の支援へ転換されます。このため、令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めません。

なお、令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りをしなくても水田活用の直接支払交付金の交付対象とします。

### 1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

※出荷・販売等実績報告書兼誓約書（対象作物ごとに販売伝票の写し等を添付）の提出が必要です。

※適切な収量が得られるように生産することが原則です。明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨てづくり）には、交付金は交付されません。

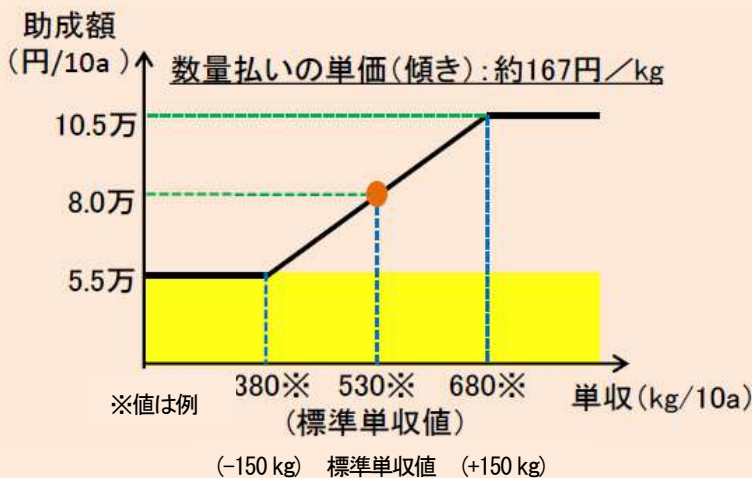
### 2 交付単価

#### (1) 国段階の単価表

作物		単価 (10a 当たり)	
全国一律	戦略作物	麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆（黒大豆含む）、飼料作物（多年生牧草で収穫のみを行う年は10,000円/10a）	35,000円
		WCS用稲	80,000円
		飼料用米、米粉用米（数量払の交付単価については下図を参照） （数量払による助成は、農産物検査等により助成対象数量の確認ができることを条件とします。）	収量に応じ 55,000円～ 105,000円
		加工用米	20,000円

●全国一律（戦略作物）は、基幹作のみが対象で、契約（播種前契約）等が必要です。

#### 飼料用米、米粉用米の数量払の交付単価イメージ



※各地域における標準単収値を当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

※飼料用米の一般品種について、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）。

(2) 県段階の単価表

作物・要件		単価 (10a 当たり)									
担 い 手 (集 落 法 人  認 定 新 規 就 農 者  農 業 参 入 企 業  集 落 富 農)	<p>【園芸作物】</p> <p>キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、ねぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、きく、ぶどう、いちじく、レモン</p>	8,000 円程度									
	<p>加工用米 (次の要件を満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の作付けよりも 10a 以上増加した場合、増加した面積に対して 2,000 円/10a を加算</li> </ul>	23,000 円程度									
	<p>飼料作物 (WCS 用稲、飼料用米を除く)</p> <p>牧草のうち、当年産において、播種から収穫までを行うものについては、現地確認や播種記録の確認により、地域の普及組織等が指導する適正播種量を踏まえた播種が行われたと認められる面積を対象とする。</p>	5,000 円程度									
	<p>麦、大豆 (次の要件を満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「広島県稲・麦・大豆栽培基準」に基づく、以下3つの技術メニューから2つ以上のメニューを実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">技術メニュー例 (麦、大豆共通)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>土壌改良技術</td> <td>病虫害防除・除草</td> <td>営農排水</td> </tr> <tr> <td>牛ふん堆肥の施用</td> <td>除草剤散布</td> <td>額縁明渠の実施</td> </tr> <tr> <td>土壌酸度の矯正</td> <td>病虫害防除実施</td> <td>弾丸暗渠の実施</td> </tr> </table>	土壌改良技術	病虫害防除・除草	営農排水	牛ふん堆肥の施用	除草剤散布	額縁明渠の実施	土壌酸度の矯正	病虫害防除実施	弾丸暗渠の実施	8,000 円程度
	土壌改良技術	病虫害防除・除草	営農排水								
牛ふん堆肥の施用	除草剤散布	額縁明渠の実施									
土壌酸度の矯正	病虫害防除実施	弾丸暗渠の実施									
<p>飼料用米 (次の要件を満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単収が地域の標準単収以上又は、標準単収値の8割以上の取組</li> <li>前年度の作付けよりも 10a 以上増加した場合、増加した面積に対して 2,000 円/10a を加算</li> </ul>	標準単収値以上 22,000 円程度 基準単収値の 8割以上 18,000 円程度										
追 加 措 置	<p>そば・なたね作付助成 (次の要件を満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農協等や実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は 実需者等との販売契約の締結による取組</li> </ul>	20,000 円以内									
	<p>新市場開拓用米作付助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内主食用米、加工用米、備蓄米、飼料用米、米粉用米、酒造好適米、種子用を除く。国内外の米の新市場の開拓を図ると判断される用途に供されること。ただし、酒造好適米のうち、輸出用日本酒の原料に供するものは対象とする。</li> <li>※コメ新市場開拓等促進事業を受ける場合は重複して受け取れない</li> </ul>	20,000 円以内									
	<p>新市場開拓用米複数年契約助成 (次の要件を満たすもの)</p> <p>対象作物：新市場開拓用米</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者 又は 生産者団体のいずれかと需要者 又は 需要者団体のいずれかの間で3年以上の (R8年産からの新たな) 契約を締結していること</li> <li>コメ新市場開拓等促進事業で採択されたものに限る</li> </ul>	10,000 円以内									
	<p>地力増進作物作付助成 (次の要件を満たすもの)</p> <p>対象作物：トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象作物ごとに、地力増進作物に効果が見込まれる時期にすき込み作業を行うこと。原則、すき込みを行う年度を助成対象とするが、すき込みが播種を実施する年度の翌年度になる作物は、播種を実施する年度を助成対象とする。</li> <li>地力増進作物の前作が、水稻 (加工用米・新規需要米を含む)、麦、大豆、上記の【園芸作物】であること</li> <li>支援は1ほ場1回のみとする。</li> </ul>	10,000 円以内									

(3) 市段階の単価表

作物・要件		単価 (10a 当たり)
市内一律 (産地交付金)	1 地域振興作物助成 対象作物：キャベツ、さといも、スイートコーン、はとむぎ、ばれいしょ、レンコン、やまいも、アスパラガス、わけぎ、なす、きく、トマト、白ねぎ、ピーマン、ほうれんそう、たまねぎ、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、ぶどう、いちじく、レモン、えだまめ、きゅうり 要件：1作物につき5a以上の面積を作付けし、出荷・販売すること。	17,000円程度
	2 地産地消助成 対象作物：地域振興作物助成以外の野菜、花き、果樹 要件：1作物につき5a以上の面積を作付けし、直売所及び三原市内販売所に出荷・販売すること。(JAへの出荷による市外直売所販売は可)	5,000円以内
	3 耕畜連携助成 a わら利用 対象作物：飼料用米、米粉用米 要件：加工用米等取組計画の認定を受けていること。 飼料用米生産ほ場もしくは米粉用米生産ほ場の稲わら利用の取組を実施し、相手先と利用供給協定を締結すること。 b 資源循環 対象作物：粗飼料作物 ※1 要件：加工用米等取組計画の認定を受けていること。(WCS用稲、わら専用稲、青刈り稲) 粗飼料生産水田への堆肥散布の取組を実施し、相手先と利用供給協定を締結すること。 市内または県内広域流通用に供する粗飼料作物であること。 ○同一ほ場でaとbの助成を重複して受けることはできません。	a, b いずれも 15,000円程度
	4 二毛作助成 対象作物：戦略作物 ※2、そば、なたね、ばれいしょ 要件：当年産において、「主食用米、加工用米、もしくは新規需要米と対象作物」又は「対象作物同士」の組合せによる二毛作を行うこと。	12,000円程度
	5 米粉用米助成 対象作物：米粉用米 指定品種(あきさかり、コシヒカリ、あきろまん)または実需者が指定した品種の作付に対して助成。 要件：新規需要米取組計画の認定を受けていること。	2,000円程度

- ①対象面積うち、100㎡未満を切り捨てた面積が対象面積となります。
- ②市内一律の作物については計画単価であり、国との協議で変更となる場合があります。
- ③基本的に基幹作のみが対象となりますので、二毛作助成以外の二毛作、二期作等については、どちらか1作期分のみが加算対象となります。
- ④不作付地(調整水田、自己保全管理等)及び花木・景観形成作物等は交付対象外です。
- ※1 粗飼料作物：青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリッドライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば
- (注)上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る
- ※2 戦略作物：麦、大豆、飼料作物

## 水田活用の直接支払交付金における 5年水張りルール見直しのお知らせ

三原市農業再生協議会  
令和7年5月

国が実施する水田政策が令和9年度から根本的に見直され、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金が、作物ごとの生産性向上等の支援へ転換されるため、令和9年度以降は「5年水張りの要件」は求めません。

また、現行の水田活用の直接支払交付金の令和7年度、8年度の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りをしなくても交付対象とします。

### ● 「水田活用の直接支払交付金」におけるルールの変更内容

令和8年度までに、水稲作付または  
①たん水管理を1か月以上する  
②連作障害による収量低下が発生していない  
(①②両方を確認できること)

変更後

令和8年度までに、水稲作付または  
①たん水管理を1か月以上する  
または  
②連作障害を回避する取組を実施  
(令和7年度または8年度)  
(①②どちらかを確認できること)

### ● 連作障害を回避する取組とは ※次の取組のうち1つを実施

- ・土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- ・土壌に係る薬剤の散布
- ・後作緑肥の作付け
- ・病害虫抵抗性品種の作付け
- ・その他地域農業再生協議会が認める取組

※堆肥の施用量は10アールあたり下限1トンとし、それより少ない場合は土壌診断実施結果を添付して施用量の根拠としてください。薬剤は作物ごとの適正量を散布してください。

### ● 取組の確認方法

連作障害を回避する取組を実施した根拠資料として、次の書類を販売報告時に提出してください。

- ・取組を講じたことが分かる書類（作業日誌、栽培管理記録簿、写真等）
- ・当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）

### ● 手続き

#### 交付申請時

連作障害を回避する取組の実施予定のほ場について、「連作障害を回避する取組実施計画表」を記入し、水田活用の直接支払交付金の交付申請書に添付して提出してください。

#### 販売報告時

報告時に提出する「収穫・出荷・販売明細書」に、実施した連作障害を回避する取組を記入し、取組を講じたことが分かる書類や当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）を添付して提出してください。

**米粉用米栽培促進事業 【農林水産課】**

中国四国地域で最大である米粉用米の産地維持と生産量の回復を目的に米粉用米を栽培し、販売する生産者に対する支援を行います。

**1 補助対象者**

補助の対象となる者は、①～④のいずれにも該当すること。

- ①市内の水田において米粉用米を栽培し、かつ販売をする個人、法人又は集落営農組織の農業経営体
- ②市が定める期日までに営農計画書を三原市農業再生協議会に提出していること又は米粉用米生産計画書を三原市に提出していること
- ③市税の滞納をしていないこと
- ④三原市暴力団排除条例に定める暴力団員及び暴力団員等でないこと

**2 補助金**

主食用米を販売した収入額から米粉用米を販売した収入額（国・市の交付金を含む）を引いた差額の1/2（補助率）の金額。（10a 当たりの補助金は2万円を上限）

**(1) 10a 当たり主食用米の収入額**

- ①ひろしま農業協同組合における当該年産のコシヒカリ1等米の30kg当たりの概算金額
- ②三原市農業再生協議会における当該年産の10a当たりの地域の合理的な単収値  
【計算式】①×②

**(2) 10a 当たり米粉用米の収入額**

- ①ひろしま農業協同組合における当該年産の米粉用米の30kg当たりの買取金額
- ②三原市農業再生協議会における当該年産の10a当たりの地域の合理的な単収値  
+150kg
- ③水田活用の直接支払交付金における国：105,000円＋市：2,000円＝107,000円  
【計算式】①×②＋③

**(3) 10a 当たり補助金額**

(1)で算出した収入額－(2)で算出した収入額×1/2(補助率) ※2万円を上限

**(4) 米粉用米を栽培し、販売した水田の合計における補助金額**

生産面積<sup>\*</sup>×(3)で算出した金額

<sup>\*</sup>生産面積とは、米粉用米を栽培した面積の合計若しくは米粉用米として販売した量から算出した面積

**3 事業量**

最大 77ha ※予算額を上限

**4 事業期間**

令和8年度～令和10年度

**振興作物生産拡大支援事業 【農林水産課】**

振興作物の生産拡大に取り組む農業者に対し、栽培資材費等の補助を行うことで、負担軽減を図ります。

**1 振興作物（重点品目）**

ばれいしょ、キャベツ、わけぎ、トマト、ホウレンソウ、白ねぎの6品目

**2 交付条件**

- ①市内農地に対象作物を作付け、出荷する農業者
- ②生産数量目標に従って、適正な栽培管理を行い生産すること
- ③対象となる作物ごとの過去に作付した面積と比較し、露地栽培の場合は10a以上、施設栽培の場合は5a以上を拡大した面積を対象とする。（1a未満切捨）

**3 交付金額**

生産拡大をした面積10a当たり、品目別に下記のとおり金額を設定しています。

品 目	金 額
ばれいしょ	2万円以内
わけぎ	12万円以内
白ねぎ	5万円以内
キャベツ	4万円以内
ホウレンソウ(露地)	4万円以内
ホウレンソウ(施設)	12万円以内
トマト	12万円以内

**4 支払実績（3年分）**

	補助金額
令和5年	852千円
令和6年	1,548千円
令和7年	1,810千円

## 認定農業者制度 【農林水産課】

### 1 認定農業者制度とは

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする「農業経営改善計画」を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

### 2 認定基準

農業経営改善計画(5年間)の認定を受けるための主な要件は次のとおりです。

- ①計画が市の基本構想（主たる従事者一人当たりの年間所得概ね 500 万円、年間労働時間 2,000 時間の水準を実現できる等）に照らして適切なものであること。
- ②計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③計画の達成される見込みが確実であること。

### 3 認定農業者への支援

認定農業者は様々な支援を受けることができます。以下は支援の一例です。

（詳細については農林水産課農業水産係にお問い合わせください。）

#### 補助・交付金等

- 農地利用効率化等支援交付金 P26、27 参照
- 水田活用の直接支払交付金（担い手加算）
- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

#### 資金

- (1) 農業近代化資金  
農業生産施設、機械等を取得する際に民間金融機関から長期低利で資金を借りることができます。
- (2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）  
農業経営の規模拡大のために必要な資金を長期低利で借りることができます。

#### 税制

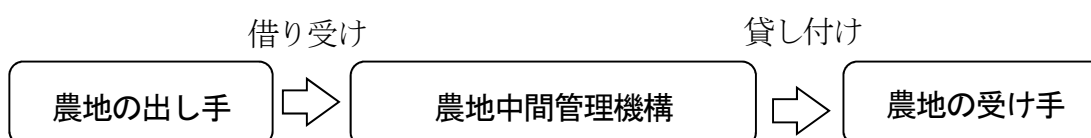
農業経営基盤強化準備金制度  
農業経営改善計画等に従って、農業用機械等を取得した場合には、税制上の特例措置が受けられます。

### 4 認定農業者数

令和7年度認定農業者数 (3月末現在)	87 経営体	うち市認定	うち広域認定
		74 経営体	13 営体

**農地中間管理事業 【農林水産課】**

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで貸借人の相対で行っていた利用権設定の方法が廃止され、**中間管理事業による利用権設定の方法**に見直されました。これからは、農地中間管理機構が「地域計画」に基づき、所有者等から農地を借り受け、農業を担う者へ貸し付けを行い、農地の集積・集約化を進めていきます。



- ① 農地の出し手から、農地中間管理機構が農地を借り受ける。
- ② 機構は農地を集積・集約化し、まとまりのある形で農業を担う者に貸し付ける。
- ③ 農地を貸し付けるまでの間、農地中間管理機構は借受農地を管理する。
- ④ 農地中間管理機構を中心に、関係者の総力で農地集積・集約化及び未活用農地の有効活用を推進する。

**1 農地集約化促進事業**

地域計画の早期実現に向け、中間管理機構を通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域や、生産コスト低減の実現に向けた大規模な農地の集約化の取組を支援します。また、地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して、新たな担い手を誘致する団地の創出に地域を支援します。

**(1) 集約化加速タイプ**

中間管理機構を通じた担い手への農地集約化を推進するため、農地中間管理機構から転貸された団地面積に応じて、地域に支援金を交付。

また、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付。

**ア 基本タイプ**

【対象地域】 全域が同一の地域計画に含まれている地域

【交付要件】

事業実施年度から5年目（以下、目標年度）までに以下のいずれかの要件を満たすこと

- ①地域の農地面積に占める団地※ 面積が10ポイント以上増加すること
- ②地域の農地面積に占める団地※ 面積が20ポイント以上増加すること
- ③団地※ 面積の割合が30%以上の地域において団地または独立する1筆のほ場の平均面積が1.5倍以上となること

※2筆以上で隣接した1ha以上の農地（中山間地域・樹園地は0.5ha）

【交付対象面積】 新たに団地化した面積

【交付単価】 交付要件①：1.0万円/10a

交付要件②③：3.0万円/10a

**イ 大規模集約タイプ**

【対象地域】 全域が同一の地域計画に含まれている地域

【交付要件】

(ア) 事業実施年度から目標年度までに以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと

- ①地域の農地面積に占める団地※ 面積が10ポイント以上増加すること
- ②地域の農地面積に占める団地※ 面積が20ポイント以上増加すること
- ③団地※ 面積の割合が30%以上の地域において団地または独立する1筆のほ場の平均面積が1.5倍以上となること

※2筆以上で隣接した5ha以上の農地（中山間地域は2.5ha・樹園地は1ha）

(イ) 交付対象農地を耕作する者の経営面積が15ha以上であること

（中山間地域は7.5ha）

【交付対象面積】 交付要件（イ）（ウ）を満たす耕作者が新たに団地化した面積

【交付単価】 5.0万円/10a

**ウ 誘致団地創出タイプ**

【対象地域】 全域が同一の地域計画に含まれている地域

【交付要件】

- ①目標年度までに受け手不在農地を団地<sup>※</sup>化し、誘致団地を形成すること
- ②農地中間管理機構を通じて10年以上の利用権を設定すること
- ③目標年度までに、誘致団地を新たな担い手に転貸すること

※2筆以上で隣接した4ha以上の農地

【交付対象面積】 誘致団地の面積

【交付単価】 5.0万円/10a

**(2) 地域集約化実現タイプ**

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域に支援金を交付。

【対象地域】 全域が同一の地域計画に含まれている地域

【交付要件】

- ①目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地<sup>※</sup>面積の割合が5割以上であること
- ②農地中間管理機構の活用率が、一般地域では80%超、中山間地域では60%超であること

**※ 中間管理機構の活用率**

$$\frac{\text{中間管理機構への貸付総面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

※2筆以上で隣接した1ha以上の農地（中山間地域は0.5ha）

【交付対象面積】中間管理機構への貸付総面積から、再貸し付けした面積および貸付期間が10年未満の農地を除いた面積

	中間管理機構活用率	交付単価
一般地域	80%超	2.0万円/10a
中山間地域	60%超～80%以下	2.0万円/10a
中山間地域	80%超	2.6万円/10a

〈 事業イメージ 〉

農地集約化の促進

① 集約化加速タイプ

農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付【1.0万円～3.0万円/10a】

これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付【5.0万円/10a】

② 地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付【2.0万円～2.6万円/10a】



地域計画の早期実現やブラッシュアップに向けて地域の農地を集約化

大規模経営体の農地を集約化

受け手不在農地を集約化し新たな担い手を誘致する団地を形成

**農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ） 【農林水産課】**

本事業は、地域計画の目標地図に位置付けられた中心経営体が農業用機械や施設の導入等を行う場合の経費を支援する事業です。

**1 事業実施主体・経営体育成支援計画**

三原市が事業実施主体となり「融資主体支援計画」を作成します。経営体の皆さんが助成を受けるためには、この支援計画に付加価値額の拡大、経営規模の拡大（機械の更新は対象となりません）などの成果目標を設定して、それを達成するために必要なものとして導入を希望する機械や施設の整備が位置付けられることが必要です。

**2 助成対象者**

**（次に掲げる要件を満たす経営体となります。なお、要件の審査があり、助成対象とならない場合があります。）**

地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

（認定農業者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者等、又は目標地図に位置付けられることが確実であると市が認める者）

**3 対象となる整備内容**

- (1) 農産物の生産、加工、流通、その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕
- (2) 農地等の造成、改良又は復旧

**4 事業内容の主な要件**

**（要件の審査があり、助成対象とならない場合があります。）**

- (1) 融資を受けて機械等の導入を行うこと。
- (2) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- (3) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- (4) 運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- (5) 助成対象者の成果目標に直結するものであること。
- (6) 機械や施設の規模決定が適切であること。（過剰は不可）
- (7) 単純更新は農業経営の改善や発展が図られないため、助成対象外。
- (8) 園芸施設共済、農機具共済への加入等、気象災害等による被災に備えた措置をすること。

**5 成果目標について【必須】**

以下の(1)と、(2)～(4)のうちひとつについて、具体的な数値目標を設定した上で、その目標を達成する必要があります。

- (1) 付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
- (2) 農産物の価値向上

(3) 単位面積当たり収量の増加

(4) 経営コストの縮減

## 6 助成金の算定方法

個々の事業内容ごとに以下の計算方法①～③により算定した額のうち一番低い額又は定められた上限額のいずれか低い額が助成金額となります。

<計算方法>

①事業費×3/10

②融資額

③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

<融資主体支援タイプの上限額>

法人・個人問わず 300万円



## 農業用施設維持補修事業 【農林整備課】

営農上の悪条件解消による農作業労力の軽減や、農業用施設の長寿命化により農業経営の安定を図ることを目的に、井堰、ため池、用水路、農道等共同施設の維持修繕事業を行っています。

### 1 農業用施設維持補修工事

○受益戸数2戸以上、概ね0.3ha以上の受益がある農業用施設が対象です。

要望があった箇所を調査し、緊急度の高いものから予算の範囲内で修繕しています。

農道以外の施設については、工事費の10%の分担金が必要となります。

### 2 農業用施設維持補修原材料支給

○受益戸数2戸以上の農業用施設を地元関係者（受益者）により維持・補修するために必要な材料を予算の範囲内で支給します。

予算に限りがありますので、要望がある場合はお早めに技術管理係または各支所地域振興課へお問い合わせください。

## 農業用施設改良事業 【農林整備課】

土地改良事業等により事業完了した施設の老朽化や、農作業労力の軽減を図るため、市単独事業や国、県の補助事業により井堰、ため池、用水路、農道等共同施設の改良事業を行っています。両事業とも受益者により日常の維持管理が適切に実施され、受益地に耕作放棄地が無いことが採択要件です。

農道以外の施設については、事業費の10%の分担金が必要となります。

### 1 農業用施設 単独市費事業

○受益戸数2戸以上、概ね0.5ha以上の受益がある農業用施設が対象です。

要望があった箇所を調査し、緊急度の高いものから予算の範囲内で改良しています。

### 2 農業用施設改良 国・県補助事業

○国や県から補助を受けられる事業は多種多様で、事業の内容などによって採択基準が異なりますが、改良要望施設の受益地に農業生産法人や担い手の経営する農地が必要です。

要望がある場合は、技術管理係または各支所地域振興課へお問い合わせください。

**耕作条件改善事業 【農林整備課】**

農作業の効率化及び生産性の向上を図るため、隣接する2区画以上の農地の境界にある畦畔の除去による区画拡大を支援します。

また、区画拡大に伴う均平作業、暗渠の新設・改修を支援します。

**1 対象**

- ①市内の農地を耕作する者
- ②農地の境界や畦畔の復旧に係る問題が生じた場合に、当事者間で調整解決することについて、農地所有者の同意を得ていること
- ③畦畔除去後に5年以上耕作すること
- ④農地改良に伴う、農地転用届や農地転用などの手続きを行うこと

**2 支援内容及び補助額（各作業1経営体20万円を上限）****(1) 畦畔除去作業**

(支援内容) 2区画以上の農地の境界にある畦畔の除去による区画拡大する作業を支援

(交付単価) 1m当たり500円(500円未満は切り捨て)

**(2) ほ場の均平作業**

(支援内容) 畦畔除去により発生する段差をレベラーなどの均平を行う専用機械により、均平にする作業を支援

(交付単価) 10a当たり20,000円(耕作面積を対象、1,000円未満は切り捨て)

**(3) 暗渠の新設・改修**

(支援内容) 畦畔除去により発生する排水不良を有孔管などの暗渠管を埋設する工法のほか、モミガラ、碎石、木材などの疎水材を充填する工法により、排水を整備する作業を支援

(暗渠資材を使用せず、土壌中に通水孔を設ける弾丸暗渠や切断暗渠など無材の暗渠は対象外)

(交付単価) 1m当たり2,500円(2,500円未満は切り捨て)

**農地・農業用施設災害復旧事業 【農林整備課】**

例年、6月から9月末は梅雨や台風による豪雨で農地や農業用施設に災害が発生しています。

このように異常な天然現象によって発生した災害に対して、国庫補助や市単独の災害復旧事業を行っています。農地・農業用施設とも日常の維持管理を適切に行っていないために被災した場合は、災害復旧事業の対象とならないことがあります。

特に、ため池堤体の立木については、漏水の原因となるため、伐採するなど日頃からの管理が大切です。

**1 国庫補助の対象となる災害**

- 最大24時間雨量80mm以上、連続雨量が大の場合又は時間雨量が20mm以上の降雨。
- 1箇所工事費が400千円以上のもの。

**2 市単独災害復旧事業**

- 「国庫補助の対象となる災害」と同様ですが、農地（畦畔等）については、受益者の方の自力復旧となります。

被災を受けられたら、早急に（概ね2日以内）技術管理係又は各支所地域振興課へご連絡ください。

**有害鳥獣対策事業 【農林水産課】**

イノシシ等による農林産物の被害から守るため、イノシシ等の侵入を防止する電気柵・トタン柵・金網柵の設置、イノシシ等を駆除する箱わな・囲いわな設置を支援します。

**1 イノシシ防護柵設置補助事業（個人申請）**

（1世帯、次の(1)から(3)種目の内1種目を助成します。）

予算額：3,390千円

- (1) 電気柵（電気柵器・電導線・ポール等）の設置資材補助。
  - ・電気柵を設置するための資材費  
（家庭用電源を使用する場合、PSEマークの付いた適正な電気柵用電源装置を必ず使用してください。）
- (2) トタン柵（亜鉛波板・支柱等）の設置資材補助
  - ・トタン柵を設置するための資材費
- (3) 金網柵（ワイヤーメッシュ・支柱等）の設置資材補助
  - ・金網柵を設置するための資材費

※事前に設置場所の確認がないものについては、補助の対象外となります。

**(1) 補助率 資材費の1/2以内**

上限3万円までの補助（資材費6万円以上の場合）

**(2) 申請受付 4月から（予算がなくなりしだい終了します）****(3) 補助事業申請の流れ**

設置希望者 ⇒ 農林水産課及び各支所

- ①補助事業申請書提出（見積り書添付）⇒ ②設置場所の確認 ⇒
- ③交付決定通知書送付（交付決定後に、資材の購入・設置を行ってください。）
- ⇒ ④実績報告書提出（領収書・設置写真添付）⇒ ⑤補助金交付

※見積書については、申請日時点で有効なものを添付してください。

※申請書提出前の事前相談もできますので農林水産課林務畜産係までご連絡ください。

**三原市鳥獣被害対策実施隊について**

本市では、有害鳥獣による被害を防ぐため、「集落全体で有害鳥獣が出にくい環境づくり」、「効果のある防護柵の設置」、「加害個体の捕獲」の順に対策を進める総合的な取組を行っています。その取組を支えるため、令和7年度に「三原市鳥獣被害対策実施隊」を再編しました。

実施隊は、市内の各地域で被害の相談を受けるほか、鳥獣を寄せ付けにくい環境づくりの指導、防護柵の設置方法のアドバイスや、有害鳥獣の捕獲などを行っています。

鳥獣による被害やお困りごとがありましたら、農林水産課林務畜産係までご相談ください。

**2 大規模イノシシ防護柵設置補助事業**（受益者3戸以上の共同申請）

予算額 10,500 千円

- (1)電 気 柵：設置に伴う資材費補助
- (2)トタン・金網柵：設置に伴う資材費補助

※事前に設置場所の確認がないものについては、補助の対象外となります。

- (1)補 助 率 10/10、上限額10万円までの補助です。
- (2)申請受付 4月から（予算がなくなりしだい終了します。）
- (3)補助事業申請の流れ（個人申請と同じ。）

※設置後の維持管理は、申請者で行ってください。

**3 電気柵増設補助**（受益者3戸以上の共同申請）

予算額 1,700 千円

既存の電気柵を2段から5段に補強するための資材費の半額または補助単価（440円/m）×設置延長のどちらか低い額を補助

※事前に設置場所の確認がないものについては、補助の対象外となります。

- (1)補 助 率 資材費の1/2以内または補助単価（440円/m）、上限17万円までの補助です。
- (2)申請受付 4月から（予算がなくなりしだい終了します。）
- (3)補助事業申請の流れ（個人申請と同じ。）

※設置後の維持管理は、申請者で行ってください。

**4 電気柵及び金網柵増設補助**（受益者3戸以上の共同申請）

予算額 3,300 千円

既存の電気柵を2段から3段に補強し、金網柵を追加するために要する資材費の半額または補助単価（550円/m）×設置延長のどちらか低い額を補助

※事前に設置場所の確認がないものについては、補助の対象外となります。

- (1)補 助 率 資材費の1/2以内または補助単価（550円/m）、上限22万円までの補助です。
- (2)申請受付 4月から（予算がなくなりしだい終了します。）
- (3)補助事業申請の流れ（個人申請と同じ。）

※設置後の維持管理は、申請者で行ってください。

**5 農業者以外を対象とした大規模イノシシ防護柵設置補助事業**

(受益者 10 戸以上の共同申請)

予算額 300 千円

- (1)電 気 柵：設置に伴う資材費補助
- (2)トタン・金網柵：設置に伴う資材費補助
- (3)環境改善に必要な道具、資材費補助

※ 事前に町内会等单位で有害鳥獣対策について学習していること。※ 事前に設置場所の確認がないものについては、補助の対象外となります。

(1)補 助 率 10/10、上限額 10 万円までの補助です。

(2)申請受付 4 月から (予算がなくなりしだい終了します。)

(3)補助事業申請の流れ (個人申請と同じ。)

※設置後の維持管理は、申請者で行ってください。

**6 イノシシ捕獲柵設置補助事業 (箱わな・囲いわな)**

予算額：2,400 千円

農業振興協議会、自治区・町内会、町内会連合ブロック、自治振興会等に、  
年間 1 基までを基本に助成します。

**(1)補 助 率**

①箱わな・囲いわな 1 基当たり 12 万円が限度。(12 万円以下は全額補助)

②捕獲促進費 (管理代等) を、対象組織に 3 万円を助成します。

(2)申請受付 4 月から (予算がなくなりしだい終了します。)

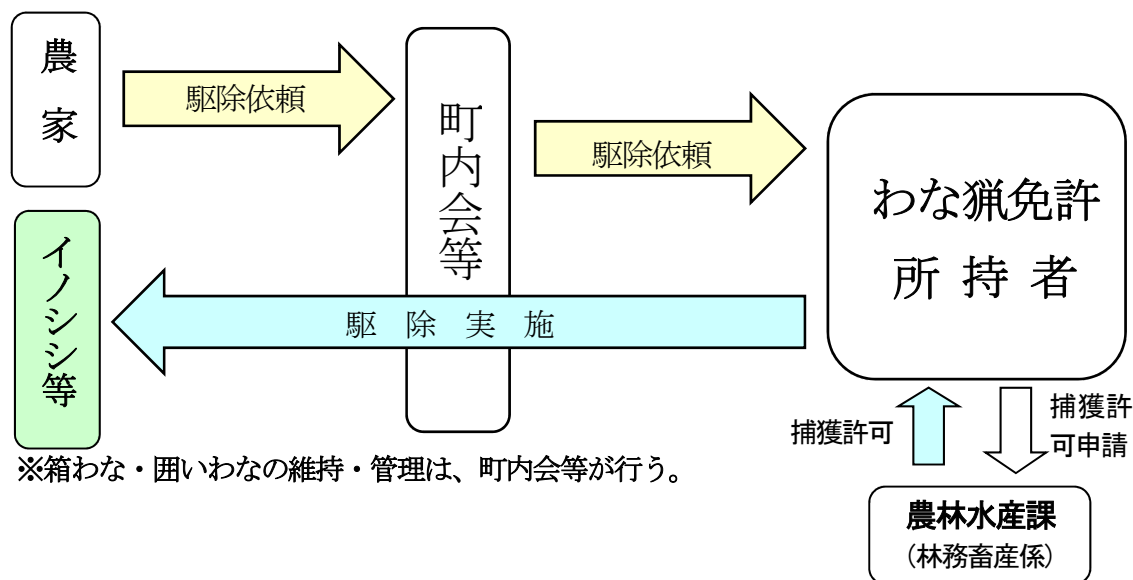
**イノシシ等の駆除 (箱わな・囲いわな) について**※ 箱わな・囲いわなの使用には、わな猟免許が必要です。**箱わな・囲いわなでイノシシの捕獲を行う手順**

①イノシシによる被害農家は、町内会等を通してわな猟免許所持者にイノシシ駆除の依頼を行う。

②依頼を受けたわな猟免許所持者は、市にイノシシ捕獲許可申請を行い、市の捕獲許可を得て箱わな・囲いわなを用いて駆除を行う。

③箱わな・囲いわなの維持・管理は、町内会等が行う。

箱わな・囲いわなでイノシシの捕獲を行うフロー図



鳥獣被害防止総合対策交付金事業【三原市鳥獣被害防止対策協議会】

狩猟免許取得費補助

市では、新規に狩猟免許を取得され、三原市での有害鳥獣捕獲に貢献する方に狩猟免許取得にかかる経費を助成します。

(1) 狩猟免許の種類は、4種類あります。

①網猟免許、②わな猟免許、③第一種銃猟免許（散弾銃、ライフル銃）、④第二種銃猟免許（空気銃）

(2) 狩猟免許試験の日程については、県ホームページ等でご確認ください。

※狩猟免許に関する詳しい内容は、広島県環境県民局自然環境課へ直接お尋ねください。〒730-8511 広島市中区基町10-52 ☎082-228-2111（代表）

※狩猟免許初心者講習会に関する詳しい内容は、（一社）広島県猟友会へ直接お尋ねください。〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 ☎082-227-7890

※有害鳥獣に関する相談および補助事業の活用を希望される方は必ず、下記の連絡先までお問い合わせください。

三原市経済部農林水産課 林務畜産係

TEL 0848-67-6081 / FAX 0848-64-4103

## 6次産業化推進事業 【農林水産課】

市内1次産業で生産される農水畜産物へ新たな付加価値を創出し、販売することで、1次産業の生産量及び生産額の維持・増大を図るとともに、2次産業及び3次産業の収入向上に寄与することを目的とする事業です。

### 1 6次産業化とは

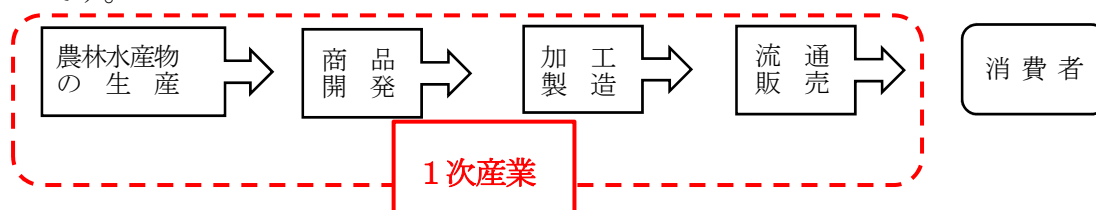
農林水産業（1次産業）と加工・製造業（2次産業）、流通・販売業（3次産業）を連携又は融合し、地域資源である農水畜産物に新たな付加価値を生み出す取り組みで、1次産業×2次産業×3次産業で6次産業と表されます。

1次産業における新たな出荷先の確保と付加価値を付けることで、それまで得られなかった所得が得られるようになり、1次産業の所得向上と経営の継続が見込めるようになります。

### 2 6次産業化のイメージ

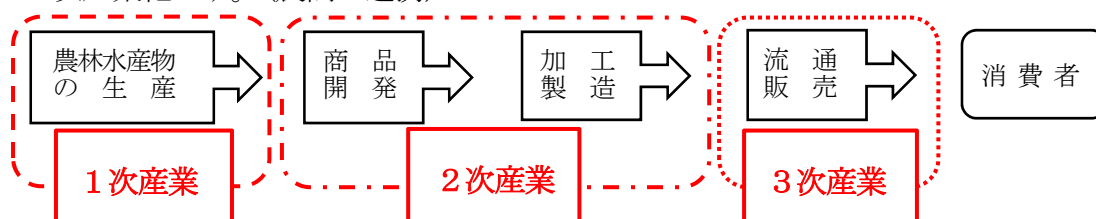
#### (1) 『単独型』

1次産業者が生産から流通・販売までをすべての行程を自らが行う6次産業化です。



#### (2) 『連携型』

1次産業者と2次産業者、3次産業者が連携して、それぞれが得意な分野を行う6次産業化です。（農商工連携）



※主体となる産業者が、他の産業者と委託契約等を行うことも可能。

<例> 1次産業者が、商品開発及び加工・製造を2次産業者へ委託し、流通・販売を1次産業者が自ら行う等。

### 3 令和8年度予算額：100万円

**4 6次産業化支援事業費補助**

- (1) 事業名：推進支援事業
- (2) 内 容：6次産業化で取り組む市内農水畜産物の生産支援、その加工品の商品開発及び販売促進に対する補助。
- (3) 交付対象者
  - ①市内農事組合法人
  - ②三原市漁業協同組合
  - ③市内農水畜産業者
  - ④市内農水畜産物加工事業者
  - ⑤市内販売事業者等
  - ⑥市内に工場又は事業場等を有する1次産業者、2次産業者又は3次産業者
- (4) 対象となる経費
  - ①事業者ニーズに応じた作物の作付実証に係る経費
  - ②市場の調査、販売先及び消費者のニーズの調査に必要な経費
  - ③商品の開発に必要な経費
  - ④専門的知識を有する者への相談及び専門的知識の習得に必要な経費
  - ⑤食品の検査に必要な経費
  - ⑥ポスター、チラシ、商品ラベル、ロゴマーク等の販促物の作成に必要な経費
  - ⑦商品の宣伝及び広告に必要な経費
  - ⑧販路開拓に必要な経費
  - ⑨新たな販売方法の導入に必要な経費
- (5) 補助率又は補助金  
50万円を上限に事業費2/3以内
- (6) 補助要件
  - ①補助申請時に5年程度の事業計画の提出が必要となります。
  - ②対象となる事業は、補助金等交付決定通知を市から交付された後の事業着手となり、年度内に事業が完了し、補助金等の額の確定通知を市から交付される必要があります。
  - ③補助を受け実施した事業については、事業計画に基づく市への報告が必要となります。
  - ④原材料となる市内産の農水畜産物の安定供給または生産規模拡大が見込まれ、事業に取り組むことでの費用対効果（5年間の純利益の合計が6次産業化事業費を上回る。）が見込まれる必要があります。
  - ⑤三原市6次産業化推進協議会において、計画する事業が認められる必要があります。

## スマート農業支援事業 【農林水産課】

### 1 取組み方針

農家の減少や経営体の規模の拡大を受け、より効率的な農業経営を行うために、スマート農業と呼ばれる技術が誕生しています。

しかし、高価で利用には技術が必要な製品が多く、安易に導入すると、経営がかえって悪化します。導入にあたっては、費用対効果の見極めが最も重要な状況にあります。三原市では、関係団体と連携して最新技術の動向を注視し、チェックリストに基づいて製品の1次評価を行います。

その上で可能性がある場合は実地検証を行い、効果が確定できれば農家へ広報して普及していきます。

### 2 導入支援事業

実地検証により効果が確認できた製品の導入を支援します。

#### ラジコン草刈機導入事業

予算額 4,000 千円

補助対象：耕種農業を行っている認定農業者（市内に住所又は事務所を有すること）

補助金額：1/2 以内（上限 50 万円）

対象経費：ラジコン草刈機 ※輸送費を含む

補助条件：経営改善に取り組む意志があること

導入効果の聞取りや取得情報の提供に協力すること

※検証結果については農林水産課のホームページに掲載しています。

URL <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/26/153764.html>



各事業内容の確認や不明な点がございましたら、担当の係へお気軽にお問い合わせください。

三原市役所	
経済部農林水産課 農業水産係	TEL 0848-67-6077
経済部農林水産課 林務畜産係	TEL 0848-67-6081
経済部農林整備課 農林整備係	TEL 0848-67-6078
経済部農林整備課 技術管理係	TEL 0848-67-6185
本郷支所地域振興課 産業建設係	TEL 0848-86-1113
久井支所地域振興課 産業建設係	TEL 0847-32-7113
大和支所地域振興課 産業建設係	TEL 0847-33-0227